

視 察 ・ 調 査 報 告 書

<土木環境委員会>

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和8年1月19日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察・調査報告書

視察・調査日時

令和8年1月19日 月曜日

視察・調査場所

那覇市

視察・調査事項

- 1 請願令和7年第12号「那覇市字安謝港原及び那覇市字安謝山後原地区の「土砂災害特別計画区域」の崖地崩落事故及び落石事故防止対策工事についての工法提言に関する請願」に係る現地状況について
- 2 陳情令和7年第40号「県が事業主体となり御茶屋御殿復元に取り組むことを求める陳情」に係る現地状況について

視察・調査概要

別紙のとおり

参加委員（10人）

委員長	仲	里	全	孝
副委員長	糸	数	昌	洋
委員	喜	屋	武	力
委員	大	屋	政	善
委員	下	地	康	教
委員	又	吉	清	義
委員	山	内	末	子
委員	新	垣	光	栄
委員	比	嘉	瑞	己
委員	瑞	慶	覧	長
			風	

議会事務局（2人）

議会事務局政務調査課主幹	上	運	天	慎	也
議会事務局政務調査課主査	下	地	健	太	

別紙（視察・調査概要）

1 調査事項1：請願令和7年第12号「那覇市字安謝港原及び那覇市字安謝山後原地区の「土砂災害特別計画区域」の崖地崩落事故及び落石事故防止対策工事についての工法提言に関する請願」に係る現地状況について

(1) 概要説明

(株式会社イオン琉球 担当職員)

対象となる土地は、隣接するアパートから当社の建物のところまで、背後の自然崖全体に及ぶ地域である。我々が運営していた「イオンタウン安謝」のテナント棟はオープンして15年ほどは何事もなかったが、崖上からの落下物（タイヤ、枝、石など）が相次ぐようになった。令和4年（2022年）6月には崖地の樹木が倒壊して落下し、テナント棟の屋根や空調機設備を損壊させる事故が発生した。テナントや利用客に危険が及ぶおそれがあるため、建物を解体した。

しかし、樹木を伐採し建物を解体して確認したところ、崖上にあるアパートや住宅の基礎が露出し、基礎の下の土が流出して石に乗っているだけの非常に危険な状態であることや、崖面に空洞状のクラックが数か所発生していることが判明した。崖上の住民もこのような状況を把握せずに居住している状態である。

この崖全体は、もともと土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されていたが、事故後の調査を経て令和5年（2023年）3月に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）へと指定された。崖や植栽は隣接する民有地に属しており、我々は借地人であるため自ら敷地外の崖に手を入れることには限界がある。また、樹木の根が岩盤を支えている可能性もあり、むやみに伐採すると根が腐って岩が割れ、崖崩れにつながるおそれがあるため注意している。

現在、岩盤や地盤の調査は行われていないため、地盤の強度や危険度の調査、及びそれに基づく有効な事故防止対策工法の提言等を求める請願を提出している。当初は那覇市へも相談や陳情を行っていたが、市としては民有地における所有者責任や調査単体での補助金適用の難しさを理由に市主体の対応が困難とされた背景がある。さらに、選挙等で市議会議員が変わってしまったこともあり、県のほうが手続きを進めやすいと判断し、県へ請願を提出するに至った。

(2) 質疑応答

- Q 石が割れて落ちたということもあるか。
- A 落ちたこともある。過去には海邦銀行の屋根の上に落ちて、屋根がへこんだこともある。
- Q もともとこのような地形なのか。開発して削り取ったわけではないのか。
- A 削っていない。もともとの天然の岩壁である。
- Q 岩盤や地盤の調査はしているか。
- A そこまではしていない。そのため請願を提出し、調査をしてほしいと求めている。
- Q 崖上は一戸建て住宅か、建売住宅か。建物を建てた当時に岩盤調査などは行われていたのか。
- A 個別で売られているところで、中古を購入して住んでいると聞いている。民間の土地であるため、私どもでは把握できていない。
- Q 那覇市に陳情を出したと聞いたが、那覇市の方針はどのような感じか。
- A 選挙で議員が変わってしまったこともあり、県のほうに出している。県のほうが進めやすいと考えている。
- Q 当該地域は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されているか。
- A 二、三年前にイエローゾーンからレッドゾーンへ指定変更されている。
- Q 敷地側の植栽の伐採はしているのか。
- A 敷地に入ってくる分は伐採しているが、上のほうの根を切ってしまう、腐って崩れるのも怖いため慎重になっている。
- Q 県が行政として調査等の対応を行うという位置づけはどうか。所有者ができないから問題になっていると思うが。
- A 現時点の県の執行部の考え方としては、所有者等により調査を行う必要があるという見解である。

Q 請願の趣旨は、まずはどう改善できるかの調査を求めているということか。

A そのとおりである。

Q 以前の原地盤はどうなっていたのか。盛土があったのか。

A 22年ほど前に店が建ったが、もともとはパイル工場（琉球ヒューム管）があった場所であり、詳細は分からない。



[画像：安謝の現場にて、崖の状況等の概要説明の様子]



[画像：安謝のレッドゾーンに指定されている崖と建物基礎が露出した状況]

2 調査事項：陳情令和7年第40号「県が事業主体となり御茶屋御殿復元に取り組むことを求める陳情」に係る現地状況について

(1) 概要説明

(御茶屋御殿復元期成会 会長)

御茶屋御殿は、琉球王国時代において文化芸術の発表の場として極めて重要な役割を担っていた施設である。優れた民族は優れた文化を持っていると言われるが、日本全国には歌舞伎や文楽などの発表の場として「国立劇場」と称されるものが6つ存在している。そのうちの1つが沖縄にあり、玉城朝薫の組踊をはじめとする芸能の発表の場が存在したということは、我が県民がすばらしい文化芸能の伝統を持っていたという確固たる証左である。現状では遺構の全容が見えにくい部分もあるが、私たちにはかつての素晴らしい姿がはっきりと見えている。諸先生方におかれては、ぜひこの地を御覧いただき、我が県民がすばらしい文化芸能の伝統を持っていた事実を大いに発信していただきたいと強く願っている。

(御茶屋御殿復元期成会 事務局長)

迎賓館である御茶屋御殿を復元するため、30年前に当会を立ち上げ、私自身も約25年にわたりこの活動に携わってきた。首里城火災後、県の「首里杜構想」が立ち上がった際、私たちの要請により御茶屋御殿の復元もその計画に盛り込んでいただいた。現在は、県議会の皆様の力強い後押しもいただきながら、5年以内の御茶屋御殿復元を目指して一致団結して行動している。

復元に当たっては交通渋滞などを懸念する声もあるが、関係者としてしっかり協議しながら、車ではなく歩いて散策できるような環境づくりを進めていきたいと考えている。御茶屋御殿が完成した暁には、平和の象徴として多くの方々にその歴史や文化を体感していただける場所となるはずである。なお、当地は現在カトリック教会の私有地となっているが、教会側は戦後長きにわたり遺跡を壊さずに守り続けてくださり、復元に向けて土地を譲るという御厚意も30年前からいただいているなど、その御理解と御協力を深く感謝している。

御茶屋御殿は1677年に建設され、今回復元を目指している茶亭はその5年後に新しく造られたものである。高台にあるため大変見晴らしがよく、冊封使を歓待した絶景の地であった。費用対効果といった金銭的な面だけで計ることはできない、首里城と表裏一体の重要な政治外交の舞台であっ

たことを御理解いただき、県とも連携して5年以内の完成に向けてぜひお力添えをお願いしたい。

（御茶屋御殿復元期成会 関係者）

私は、1637年に御茶屋御殿を造った者の末裔に当たるものである。私自身既に84歳であり、何としても5年以内に復元を実現させたいという強い思いを持っている。

パネルで示しているとおおり、御茶屋御殿は首里城から僅か300～400メートルほどの位置にあり、王様が目をつけたほどの素晴らしい絶景を誇る別邸（東苑）であった。敷地全体は約3000坪にも及ぶ広大なものであるが、その中に冊封使を接待した茶亭（約40坪程度）などの遺構が残存している。首里城での行事が表の外交であったのに対し、この御茶屋御殿は裏の外交の場として極めて重要な役割を果たしていた。

現在はカトリック教会や幼稚園が建つ私有地となっているため、まずは一部の土地を先行して取得・買取り、早急に文化財の発掘調査を行って、茶亭だけでも復元を進めてもらいたいと強く要望している。また、現状の都市計画では隣接する松山公園の整備が御茶屋御殿の手前で止まっており、首里地区の重点地区指定からも外されてしまっている。首里城から御茶屋御殿へと人々を誘導し、一大観光地として活用できないか、あらゆる法令や景観条例等を踏まえてどのような手法が取れるのか。後5年、10年で実現させるために、県の先生方にはぜひこの課題を深く研究・検討していただきたいと考えている。

（県教育庁文化財課 班長 新垣 力 ）

遺構の残存状況について、現在の跡地には稼働中の教会や幼稚園があるため、施設運営の支障にならないよう最小限の規模（短期間・小面積）で過去に試掘調査を行ってきた。その結果、現在の車庫の下付近の地表から約50センチメートル下の深さに、かつて存在した茶亭の基礎が非常に良好な状態で残っていることを確認した。また、戦前から残る石垣も壊れずに現存している状況である。

ただし、御茶屋御殿は1677年に建設され、茶亭以外にも複数の建物や池、築山などがあったと記録されているが、茶亭以外の施設の遺構については現状見つかっておらず、全体像を把握できていない。

現在の跡地は文化財保護法上の埋蔵文化財という扱いになっている。茶亭の遺構だけでの文化財指定を求める声もあるが、全体像が不明なまま一

部の建物のみを指定するのは、首里城の正殿だけを指定するようなものであり難しい。指定にはさらなる広がりや全容の把握が必要である。そのためには本格的な調査が必要不可欠だが、現在稼働している施設との調整が必要になる点が課題として挙げられる。

(県都市公園課 課長 喜納 久)

御茶屋御殿を都市公園事業として整備し、復元を進めるに当たって整理すべき課題として次のとおり認識している。

まず、対象地は戦後にカトリック教会が買収した民有地であり、現時点では公園区域に含まれていない。また、対象地は首里城公園から離れており、間に那覇市の崎山公園を挟んでいる。そのため、公園として一体化を進めるに当たり、県と那覇市のどちらが主体となって整備すべきかという整理が必要である。

次に、用地を買収するための物件補償や用地買収といった事業費の確保が課題となる。

さらに、周辺の道路状況が非常に狭小であるため、集客施設を造った際に周辺の住環境にどのような影響を及ぼすのか、また、観光客に歩いて回ってもらう仕組みが現実的かどうかを検討する必要がある。

我々としては、これらの山積する課題を一つ一つ整理し、調査業務を発注して検討を重ねながら、復元に向けて段階的に取り組んでいく方針である。

(2) 主な質疑応答 (文化財課班長が回答)

Q 文化財指定の前に、一旦基礎は出されて写真などの記録に残っているのか。昔の地盤は現在からどれぐらいの深さにあったのか。

A 調査時のデータは全て残っており、しっかり記録は取っている。ただし、施設運営の支障にならないよう最小限の調査にとどめており、全てを掘り出したわけではない。戦後に土が盛られているようで、昔の地盤は現在の地表面から50センチメートルほど下になる。

Q 今後本格調査をして遺構が出てきた場合、文化財登録は可能か。

A 実際の御茶屋御殿は敷地が広く複数の施設があったと推定されるが、現状では茶亭の遺構しか判明していない。もう少し全容がつかめる状況にならないと、茶亭の一部だけでの登録は現状では難しい。

- Q 御茶屋御殿全体ではなく、茶亭単体を文化財にすることはできるか。
- A 茶亭単体だと「首里城の正殿だけ」を指定するような形になってしまうため、やはりある程度の広がりや全容の把握が必要である。
- Q 復元のイメージとしては識名園のようなものを想定しているのか。
- A (文化財課) 絵図等から複数の建物があつたことは分かっているが、現状では全容がつかめていない。
- (期成会事務局長) 茶亭は1682年に冊封使歓待のために造られた。高台にあり慶良間まで見渡せるすばらしいロケーションであつた。少人数を歓待する場として復元してほしいと考えている。
- Q 文化財調査の一環として、茶亭の基礎がある場所は指定されているのか。埋蔵文化財を全て出せば指定できるのか。
- A 現在は文化財の指定にはなっておらず、埋蔵文化財という扱いである。御茶屋御殿は恐らくもっと広く、いろいろなものがあつたと思われるが、価値が分かるものが現状少ないため、これだけで進めるのは少し難しい。
- Q これから試掘をして、国や県、市と調査を進めていくという段階か。
- A まだ調査できていない部分が多く、現在使用している施設であるため調整も必要である。調査はもう少し進める必要があると考えている。

以上



[画像：御茶屋御殿復元期成会によるパネル等を用いた概要説明]



[画像：御茶屋御殿の茶亭跡と推測される現場状況]



[画像：質疑応答の様子]